

相模原市監査委員公表第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年10月7日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 関 根 雅吾郎

同 大 槻 和 弘

第1 監査の概要

1 相模原市監査基準への準拠

この監査は、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

3 監査の実施日程

令和6年4月26日から同年10月4日まで

4 監査の対象

(1) 対象部局

総務局

(2) 対象年度

令和5年度

第2 財務監査

1 監査対象事務及び監査対象課

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し選定した。

監査対象事務	監査対象課
給料等の支出に関する事務	人事・給与課
報償費の支出に関する事務	人材育成課
需用費(消耗品費)の支出に関する事務	情報公開・文書管理課
役務費の支出に関する事務	情報公開・文書管理課 人事・給与課
委託料の支出に関する事務	総務法制課 コンプライアンス推進課 情報公開・文書管理課 人事・給与課 人材育成課

	職員厚生課
使用料及び賃借料の支出に関する事務	総務法制課 情報公開・文書管理課 人事・給与課

2 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
給料等の支出に関する事務	算定及び支出が適正に行われないリスク	ア 支給金額は、関係規程又は合理的な基準に基づいているか。 イ 支給額から源泉徴収すべき税金等の控除及び納付は適正に行われているか。
報償費の支出に関する事務	算定及び支出が適正に行われないリスク	ア 支給金額は、関係規程又は合理的な基準に基づいているか。 イ 金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。 ウ 支給額から源泉徴収すべき税金等の控除及び納付は適正に行われているか。
需用費(消耗品費)の支出に関する事務	(1) 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク (2) 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 エ 支出は適正な時期に行われているか。
役務費の支出に関する事務	(1) 契約事務が適正に行われない	ア 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されている

	<p>リスク (2) 債務の確認が適正に行われ ないリスク</p>	<p>か。また、これらの内容は適正か。 イ 債務の確認は確実に 行われ、かつ役務提供の ないものはないか。 ウ 経費の節減上効率的な 執行がなされているか。</p>
<p>委託料の支出に関する事務</p>	<p>(1) 契約事務や検査・ 検収が適正に行われ ないリスク (2) 支出が適正に行 われ ないリスク</p>	<p>ア 契約相手方の選定 方法は適切か。 イ 契約書、見積書等 関係書類は確実に整 備されているか。ま た、これらの内容は 適正か。 ウ 履行確認は適正に 行われているか。ま た、履行期限は守ら れているか。 エ 支出、精算報告は 適正な時期に行われ ているか。</p>
<p>使用料及び賃借料の 支出に関する事務</p>	<p>(1) 契約事務や検査・ 検収が適正に行われ ないリスク (2) 支出が適正に行 われ ないリスク</p>	<p>ア 契約相手方の選定 方法は適切か。 イ 契約書、見積書等 関係書類は確実に整 備されているか。ま た、これらの内容は 適正か。 ウ 支出は適正な時期 に行われているか。</p>

3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令等に基づき適正に執行されているか、関係書面等の調査を実施した。

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

4 監査の結果

第1及び1から3までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。ただし、当該事務の一部に次のとおり対応を要する事項が見られた。

注意事項

情報公開・文書管理課の需用費(消耗品費)、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料の支出に関する事務を調査したところ、一般競争入札等に当たり1者のみから徴取した参考見積書により予定価格を設定している事例が散見された。

入札・契約事務の適正執行について(令和5年3月31日付け契約課長通知)では、「1者からの参考見積書で予定価格を設定することにより、不調になったり、公平な入札にならなかつたりする事例が散見されることから、可能な限り参考見積書を2者以上から徴取するとともに見積額の内訳を確認し、取引の実例価格等を考慮して適正な予定価格を設定すること」とされている。

参考見積書による予定価格の設定に当たっては、効率的な予算執行を推進する観点から市場価格等を勘案することが重要であると考えられるため、今後は、過去の同一役務等の調達実績のみならず、可能な限り参考見積書を2者以上から徴取されたい。

第3 行政監査(重点調査項目)

1 監査の調査項目

重点調査項目として「委託料の支出に係る検査・検収について」をテーマに定め、監査を行った。

2 監査の目的

地方自治法第234条の2第1項の規定により、普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならないとされ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の15第2項の規定では、検査は、契約

書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている。

しかしながら、これまでの監査の結果、契約書等に定める報告書類の不備、仕様書と報告書類の不整合等、検査・検収が適切に行われていないことに起因する不適正な事例が確認されている。

こうしたことから、検査・検収が契約書等に基づき適切に行われているかを主眼に監査を行うことにより、適正な事務の執行を確保し、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に資することを目的として本テーマを選定し、行政監査を実施する。

3 監査対象事務及び監査対象課

令和元年度から令和3年度までに実施した財務監査及び行政監査(併用)の結果、指摘事項等となった事例を踏まえ、監査対象局の各課が執行した委託料に関する契約のうち、施設等管理運営委託料により支出した事務を対象として抽出により選定した。

監査対象事務	監査対象課
委託料(施設等管理運営委託料)の支出に関する事務	人事・給与課 職員厚生課

4 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
検査・検収が適正に行われないリスク	(1) 契約書、仕様書等は適正に作成されているか。 (2) 委託の提出書類、成果物等は契約書等に基づき適正に受領されているか。 (3) 契約書、仕様書等に基づき業務は適正に履行されているか。また、報告書類は的確に作成されているか。 (4) 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

5 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令等に基づき適正に執行されているか、関係書面等の調査を実施した。

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) ヒアリング

職員厚生課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

6 監査の結果

第1及び1から5までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。ただし、当該事務の一部に次のとおり対応を要する事項が見られた。

注意事項

(1) 職員厚生課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、職員会館自家用電気工作物保安管理業務委託において、次のような事例が見られた。

ア 契約書に相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。)第30条第6号に規定する契約代金の支払に係る分割払における毎月の各支払額等について記載がなかった。

イ 契約書に契約規則第30条第7号に規定する検査に係る記載がなかった。本業務委託は、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第52条第2項の規定に基づく外部委託承認制度により自家用電気工作物の保安管理に係る業務を外部委託する準委任契約であり、受注者は民法(明治29年法律第89号)第656条及び同法第644条の規定により善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負っているところ、市は発注者として、受注者が当該義務に従って適正に事務を履行しているかを確認する必要がある。この点、職員厚生課では隔月で提出され

る月次点検の報告書や日常巡視により契約の履行の確認を行っているとのことであったが、契約規則に則った処理とはいえない。

今後は、分割払の時期や金額、契約の履行を確保するために必要な検査の方法や手続に関し受注者と協議の上、契約書等に明確に記載するなど、適正に事務を執行されたい。

(2) 職員厚生課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、見積合せに当たり1者のみから徴取した参考見積書により予定価格を設定している事例が散見された。

参考見積書による予定価格の設定に当たっては、効率的な予算執行を推進する観点から市場価格等を勘案することが重要であると考えられるため、今後は、過去の同一役務等の調達実績のみならず、可能な限り参考見積書を2者以上から徴取されたい。

第4 工事監査

1 監査対象事務及び監査対象課

需用費の施設修繕料の支出に関する事務を対象とした。

監査対象事務	監査対象課
相模原市職員会館非常用発電機制御盤・機関部品交換修繕	職員厚生課
職員会館2階男子トイレ小便器他修繕	
職員会館職員厚生課(1階・3階)照明修繕	
職員会館地下1階男子トイレ洗浄便座他修繕	
職員会館階段室床修繕	
職員会館2階女子トイレ手洗い水栓修繕 (検査検収：令和6年1月17日)	
職員会館2階女子トイレ手洗い水栓修繕 (検査検収：令和6年2月27日)	

2 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約の方法、手続及び時期は適切か。 ウ 検査・検収は確実に行われ、修繕等の事実のないものはないか。

3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令等に基づき適正に執行されているか、関係書面等の調査を実施した。

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

4 監査対象事務の概要

(1) 相模原市職員会館非常用発電機制御盤・機関部品交換修繕

契約金額 1,628,000円

契約方法 一者随意契約

検査検収 令和6年3月18日

修繕内容 非常用発電機制御盤のプリント基板及びディーゼル機関の部品交換等

(2) 職員会館2階男子トイレ小便器他修繕

契約金額 221,760円

契約方法 随意契約

検査検収 令和5年10月6日

修繕内容 小便器の自動洗浄センサー及び手洗い洗面器の交換

(3) 職員会館職員厚生課(1階・3階)照明修繕

契約金額 187,220円

契約方法 随意契約

検査検収 令和5年10月6日

修繕内容 照明器具本体取替

(4) 職員会館地下1階男子トイレ洗浄便座他修繕

契約金額 173,690円

契約方法 随意契約

検査検収 令和5年6月15日

修繕内容 洗浄便座等の交換

(5) 職員会館階段室床修繕

契約金額 149,490円

契約方法 随意契約

検査検収 令和5年7月24日

修繕内容 階段ノンスリップ金物取替

(6) 職員会館2階女子トイレ手洗い水栓修繕

契約金額 121,770円

契約方法 随意契約

検査検収 令和6年1月17日

修繕内容 手洗い洗面器の自動水栓取替

(7) 職員会館2階女子トイレ手洗い水栓修繕

契約金額 121,770円

契約方法 随意契約

検査検収 令和6年2月27日

修繕内容 手洗い洗面器の自動水栓取替

5 監査の結果

第1及び1から4までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。ただし、当該事務の一部に次のとおり対応を要する事項が見られた。

注意事項

職員厚生課の需用費(施設修繕料)の支出に関する事務を調査したところ、職員会館2階男子トイレ小便器他修繕、職員会館地下1階男子トイレ洗浄便座他修繕及び職員会館2階女子トイレ手洗い水栓修繕2件の計4件の執行に当た

り、契約課が作成する小規模修繕業者名簿に登録のない業者を選定していた。また、4件全てを同一の業者に発注していた。

入札・契約事務の適正執行について(令和5年3月31日付け契約課長通知)では、「軽微な修繕等の見積合せによる随意契約(工事は250万円以下、委託は100万円以下)は、特別な理由がない限り、契約課が作成する小規模修繕業者名簿に登録された業者に発注するとともに、地域性等を考慮し、特定の者に偏らないようにすること」とされている。

今後は、軽微な修繕等の発注に当たっては、小規模修繕業者名簿に登載されている業者が履行できないかを必ず確認し、履行できる場合は当該業者の中から選定するとともに、発注が特定の者に偏ることがないように事務を執行されたい。